



報道機関 各位

記者発表資料  
 令和4年5月11日（水）  
 問い合わせ先：介護保険課  
 課長：石渡  
 担当：富澤  
 電話：829-1264  
 内線：3042

## 高額介護サービス費の算定誤りについて

介護保険では、介護サービスの1月当たりの自己負担額の合計額が一定の上限額を超えた場合、その超過分を高額介護サービス費として支給しています。

今般、公費負担医療対象者の高額介護サービス費の算定においてシステム上の算定誤りがあり、高額介護サービス費の過少支給が生じていたことが判明しました。

本件につきまして、対象となる市民の皆様にご迷惑をおかけし、深くお詫び申し上げます。

## 1. 原因

公費負担医療の対象となる介護サービス（訪問看護等）を利用した要介護被保険者で、公費負担額を控除し、なお残る利用者負担額があった場合は、当該利用者負担額を高額介護サービス費の算定に含めるべきところ、含めずに計算していたものです。

## 【高額介護サービス費の算定方法】

利用者負担額（世帯合算）－利用者負担上限額＝高額介護サービス費の支給額  
 例）介護保険利用者負担額：1割、利用者負担上限額：44,400円の場合

			9割	1割	
公費負担の有無	介護保険サービス	費用総額	保険給付額	公費負担額	利用者負担額
なし	訪問介護	300,000円	270,000円	0円	30,000円(A)
なし	通所介護	200,000円	180,000円	0円	20,000円(B)
あり	訪問看護	100,000円	90,000円	9,500円	500円(C)

【誤った算定】30,000円(A)+20,000円(B) -44,400円=5,600円

【正しい算定】30,000円(A)+20,000円(B)+500円(C)-44,400円=6,100円

## 2. 追加支給の対象（令和4年4月現在）

- ・対象期間：令和2年1月～令和3年12月（サービス提供年月）
- ・対象世帯数：174世帯
- ・対象金額：1,796,600円（一世帯当たり最高140,286円 最低286円）

## 3. 今後の対応

- ・現在、算定誤りを解消するためのシステム改修を行っており、令和4年5月下旬にシステム改修、検証作業が終了する予定です。
- ・追加支給の対象者へお詫びと追加支給に関するご案内を送付いたします。
- ・高額医療合算介護サービス費等にも影響が及ぶ可能性があることから、こちらについても調査を進め、追加支給が必要な場合は対象となる方に別途お知らせいたします。